

命 令 書

再審査申立人 株式会社シムラ

再審査被申立人 総評東南地域合同労働組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令理由第1の認定した事実のうち、その一部を次のように改めるほかは、当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。

この場合において、当該引用部分中「申立人」とあるのは「再審査被申立人」と、「被申立人」とあるのは「再審査申立人」と、「当委員会」とあるのは「大阪府地方労働委員会」と、「本件審問終結時」とあるのは「本件初審審問終結時」と読み替えるものとする。

1 1の(1)の末尾に「なお、会社は、下記2の(1)のX1をアルバイトに採用した昭和59年当時は志村商会と称する個人経営の企業であったが、同60年6月20日、株式会社に組織替えした。」を加える。

2 1の(2)中「によって組織された」を「によって昭和63年11月16日に結成された」に改める。

3 2の(1)の「採用された。」の次に、「会社では、雇用期間1か月の契約を更新する方式で雇用している従業員を『アルバイト』と称している。」を加え、「なお、」以下を削る。

4 2の(12)を削除し、2の(11)を(12)とし、2の(10)の次に(11)として次のとおり加える。

(11) X1は、上記(9)の三晃工業株式会社を退職した後、会社での仕事により体調を崩し働けない状態になったにもかかわらず解雇され、会社に対して何も言えないのは納得がいかないとして、住所地近くの弁護士事務所に法律相談に赴いた。X1の相談に応じた弁護士は、1か月契約の「アルバイト」という名称でも、

3 年間も働いているのだから解雇となる、現在また体調が悪化して働けないということであるから、まず、労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)を申請するのが先決である旨回答した。

5 2 の(14)を次のように改める。

平成元年1月、X1は組合に加入し、天王寺労働基準監督署(同年4月に同監督署は廃止され、同月以降、同監督署の管轄区域は、大阪中央労働基準監督署(以下「中央労基署」という。)の管轄区域となった。)に労災保険の療養補償給付の請求を行った。

6 2 の(33)中「なお、」以下を「また、組合は、その後2回にわたって団体交渉要求書を会社に提出し、さらに、同年6月19日付けで抗議文を送付したが、会社はこれらに回答しなかった。」に改める。

7 3 を次のように改める。

3 本件初審命令発出以後の経緯について

(1) 組合は、本件初審命令の発出後である平成5年3月11日から同年11月5日にかけて計4回にわたり「団体交渉開催要求書並びに抗議文」を会社に提出したが、会社は、本件再審査審問終結時現在、組合との本件団体要求に応じていない。

(2) 会社は、平成6年2月19日、当委員会に対して、X1以外のアルバイト17名に係る昭和61年1月からX1の解雇に至る62年3月までの間のタイムカードを書証として提出した。しかし、X1が入社した59年から60年12月までの期間の他のアルバイトのタイムカードについては、探したが見当たらないとして、提出されなかつた。

第2 当委員会の判断

1 会社は、初審命令が、会社が組合から平成2年1月23日付けで申入れのあったX1に係る解雇及び労災責任を議題とする団体交渉に応じなかつたことは不当労働行為に当たると判断したことを不服として再審査を申し立て、X1の解雇は勤務状況が悪いことを理由とするものであり、また、労災責任を負ういわれがない旨を数回の団体交渉で組合に十分説明しており、これ以上話しあう余地がないものであるから、不当労働行為ではないと主張する。

2 よって、以下判断する。

(1) 本件団交の申入れは、X1の解雇と労災責任を議題とするものであるが、具体的には第1回団交において組合が要求した7点の事項であると認められる。

本件団交の申入れに至るまでの4回の団体交渉の経過をみると、X1の解雇問題に関しては、前記第1によりその一部を改めて引用する本件初審命令理由第

1(以下初審命令理由第1」という。)の2の(19)、(21)、(23)認定のとおり、会社は第2回団交で会社が解雇理由とする同人の出勤状況の悪さをグラフを用いて説明しているものの、組合が他のアルバイトの出勤状況等についての資料の提出を要求したにもかかわらず、会社はその必要がないとか司法判断を仰ぐ際に提出するとして、これに応じていない。また、同人の労災責任の問題に関しては、初審命令理由第1の2の(18)、(22)、(23)認定のとおり、第4回団交において会社から団体交渉の委任を受けた弁護士は、損害賠償・慰謝料等に係る組合の要請につき「もう一度会社に対して話をしてみる」旨を述べたが、会社は文書をもって会社の従前の主張により組合の主張に応じられないと回答したのみで、検討結果につき組合に具体的説明をしていない。

そして、本件団交の申入れに係る7点のうちX1の休業補償給付の手続については、第4回団交後の会社による給与支給証明書の郵送により解決をみたが、その余の事項については未だ十分な話し合いが行われていない。

以上からすれば、本件団交の申入れに至るまで、両問題につき、団体交渉において会社が組合との話し合いに誠実に対応していたとも、十分な話し合いが尽くされていたとも認められない。

- (2) 本件団交の申入れへの会社の対応をみると、自らの主張にかたくなに固執して、初審命令理由第1の2の(26)から(33)まで認定のとおり、改めて団体交渉を開催する必要はないとの文書回答に終始し、また、大阪府地方労働委員会によるあっせんも辞退している。
- (3) 以上を総合すれば、会社は、上記両問題に係る団体交渉を正当な理由なく拒否したと認められ、会社の主張は理由がない。

なお、会社は、組合との間で上記両問題をめぐって基本的な見解の相違があり、訴訟手続で決着する以外に方途がないから、これ以上の団体交渉を重ねても無益であるとも主張するが、訴訟手続と並行して団体交渉を実施し自主的な解決を図ることは妨げなく、むしろ望ましいものであるから、会社の主張は団体交渉を拒む正当な理由とは認められない。

- (4) したがって、会社が本件団交の申入れを拒否したことを労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとした初審判断は相当である。

以上のとおりであるので、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき主文のとおり命今する。

中央労働委員会

会長 萩澤清彦印